

○「山梨県土砂の埋立て等の規制に関する条例」について

- 平成19年7月の条例制定当時、関東近県においては土砂の埋立てを規制する条例が制定されており、規制のない本県に建設残土等が搬入され埋立てが行われることが懸念されていた。
- 土砂の埋立て等を包括的に規制する法律や条令はなく、国や県の指導、監督が及ばない場合があるため、一定規模以上の土砂の埋立て等を許可制とする規制条例を制定し、土砂の崩壊等の防止を図ることとした。

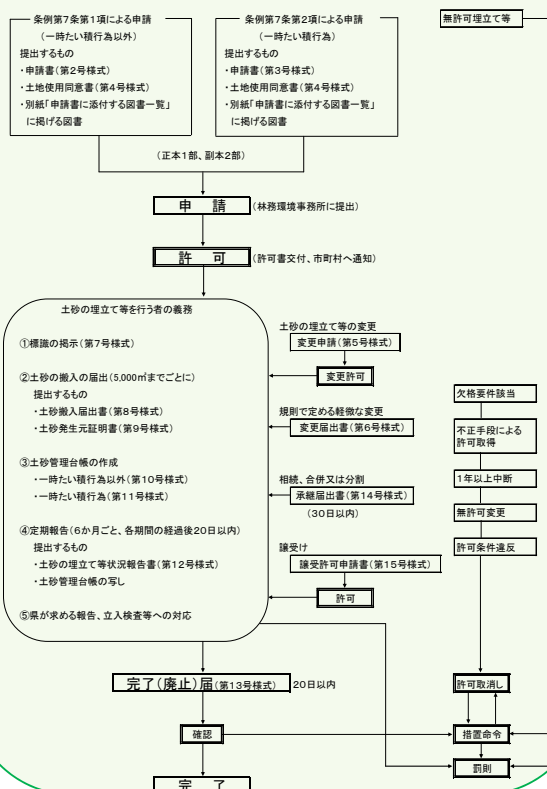
○条例の概要について

- 3,000㎡以上、かつ高さが1mを超える土砂の埋立て等**を行おうとする者は、土砂の埋立て等の用に供する土地の区域ごとに、**知事の許可を受けなければならない。**



土砂条例について②

○手続きの流れ



○申請に必要な書類

- 申請書
- 事業の同意書
- 土地の状況（謄本等）
- 他法令の許可書等
- 工程表
- 土砂搬入計画（土砂の性状が分かる資料含む）
- 埋立て後の形状が分かる資料（図面等）
- 排水計画関係資料
- 構造物の安定計算等
- 隣接地との境界が確認できる資料・・・・・・・・・・等

○許可の基準

- 申請者が条例第9条に定める欠格要件に該当しないこと
- 土地所有者等の同意を得ていること
- 事業実施の確実性があること
- 土砂のたい積の構造が、**構造上の基準に適合していること**
- 完了時及び埋立て時に必要な災害防止措置が講じられていること**

○土砂の埋立て等を行う者の義務

- 標識の掲示
- 土砂の搬入の届出
- 土砂管理台帳の作成
- 定期報告（6ヶ月ごと、各期間経過後20日以内）
- 県が求める報告、立入検査等への対応

土砂条例について③

○措置命令について

・条例第18条第1項、第2項

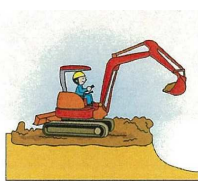
土砂の崩壊等を防止するため緊急の必要があると認めるときは、「許可を受けた者」または「許可を受けずに土砂の埋立て等を行った者」に対し、当該土砂の埋立て等の停止及び土砂の崩壊等の防止のために必要な措置を講ずべきことを命ずることができる

○罰則について

・条例第26条で規定しており「許可を受けずに埋立て等を行った者」または「措置命令に違反した者」が罰則の対象

・「2年以下の懲役」または「100万円以下の罰金※」

※地方自治法第14条第3項で規定する「条例に定めることのできる罰則」の上限



3,000㎡以上の
埋立て等の行為者

許可を受けずに行為を行った者
措置命令に違反した者

第26条に基づく
罰則の対象

土砂条例について④

○他法令との兼ね合い

- ・砂防法、軌道法、土地改良法、森林法等に基づき実施される公益事業については、許可、届出とも不要
- ・鉱業法、採石法、河川法、都市計画法等の他の法令または条例の規定による許可等の処分に係る埋立て等については、許可不要（ただし届出は必要）

○市町村長の意見

・条例第9条第3項の規定により、許可を行う場合は、埋立て等の用に供する土地の区域を管轄する市町村長の意見を聴くこととしている。

○許可状況

- ・平成20年1月の条例施行以降、これまでに46件、115haを新規に許可
- ・許可後に崩壊等が発生し、問題となった事例なし